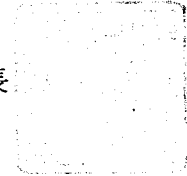


28医国第57348号

平成28年11月24日

一般社団法人香川県歯科技工士会  
会長 西桶 浩三 様

香川県健康福祉部長



歯科技工士の業務従事者届について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本県の歯科医療行政に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県内で業務に従事する歯科技工士については、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第6条第3項の規定により、平成28年12月31日現在における氏名、住所その他の事項を、平成29年1月16日までに知事に届け出なければならないこととされています。届出様式は、各保健所から各歯科技工所、歯科医療機関に配布し、保健所にて集約することとなっております。

つきましては、貴会会員への周知について、御配慮くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

照会先

香川県健康福祉部医務国保課

総務・医事グループ

TEL 087-832-3315

## 平成28年度 歯科衛生士・歯科技工士 業務従事者調の実施要領

### 1 調査の目的

この調査は、歯科衛生士法（昭和23年7月30日法律第204号）第6条第3項及び歯科技工士法（昭和30年8月16日法律第168号）第6条第3項の規定に基づき、香川県内において業務に従事する歯科衛生士・歯科技工士の全数について、従事場所・登録年・性別・年齢等による分布を明らかにし、医療及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の時期

平成28年12月31日現在とする。

- ◎ 歯科衛生士については、平成2年以降2年ごとの年の12月31日現在
- ◎ 歯科技工士については、昭和57年以降2年ごとの年の12月31日現在

### 3 調査の対象

香川県内で、業務に従事している歯科衛生士・歯科技工士のすべてとする。

### 4 調査の事項

- (1) 歯科衛生士については、歯科衛生士法施行規則（平成2年厚生省令第46号）第9条の規定による様式第5号
- (2) 歯科技工士については、歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第5条の規定による様式第3号

### 5 調査の機関

この調査は、知事が県内で業務に従事している歯科衛生士・歯科技工士を届出義務者として実施するものである。

### 6 調査の方法

業務に従事する歯科衛生士・歯科技工士が届出書を作成することにより行う。

### 7 届出の提出期限

- (1) 歯科衛生士は、平成29年1月16日までに就業地の保健所へ提出する。
- (2) 歯科技工士は、平成29年1月16日までに就業地の保健所へ提出する。
- (3) 保健所長は、歯科衛生士又は歯科技工士から提出された届出書を審査取りまとめの上、県医務国保課（〒760-8570 高松市番町四丁目1-10）へ提出する。

# 歯科衛生士・歯科技工士調査体制一覽

